

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月14日

横浜市契約事務受任者  
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

管きょ修繕工一式、人孔修繕工 一式、付帯工 一式 等

2 履行（納品）場所

栄区長沼町328番地1地先

3 契約日

令和7年3月28日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月28日から令和7年9月30日まで

5 契約金額

82,203,000円（うち取引に係る消費税額 7,473,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市戸塚区小雀町1137番地

株式会社 長野工務店 代表取締役 長野 真行

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

公共下水道保全委託でのスクリーニング調査により栄区長沼町において下水道管の破損が確認されました。当該破損箇所の直上には、本市の緊急輸送路にも指定されている環状3号が通っており、道路陥没等が生じた場合は、被害が甚大になり、早急に対応する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

幹線道路における下水道工事の施工経験を豊富に有し、当該現場の近接区に所在していることから、栄区内での下水道本管整備工事の実績もあり、早急に本工事の対応ができる体制が整って状況であるため。

9 所管課

横浜市栄区栄土木事務所